

会議の内容

1	会 議 名	平成26年度第3回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成26年7月22日（火） 13時30分から14時50分
3	開 催 場 所	仮庁舎4階 委員会室
4	出 席 者	<p>審議会委員： 海寶嘉胤委員（会長）、堀部和夫委員（副会長）、高橋君枝委員、 田所喜美子委員、山田基子委員、唐澤篤子委員、池田浩明委員、 加藤美恵子委員</p> <p>市： 西村副市長 保健福祉部 眞殿部長 保健福祉調整課 上原課長 健康支援課 上岡課長、中村主幹、児玉主幹、塙主幹 社会福祉課 府馬課長 高齢者支援課 志摩課長 保護課 天野課長 障がい福祉課 東課長、家弓主幹 介護保険課 村山課長、植草主幹 ひまわり発達相談センター 山口所長 あじさい療育支援センター 目羅所長</p> <p>こども部 早瀬部長 こども部 井澤次長 こども政策課 竹田課長、小澤主幹、西川係長 こども保育課 小平課長 子育て支援課 和田課長、小久保主幹</p> <p style="text-align: center;">他</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【次 第】</p> <p>1 開 会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 諮問書手交</p>

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>4 議 事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>1 習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (こども部)</p> <p>2 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (こども部)</p> <p>3 習志野市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について (こども部)</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>1 保育の必要性の認定に関する基準について (こども部)</p> <p>(3) その他</p> <p>【会議の概要】</p> <p>次第1 開会 会議の開会の前に、諸事項の確認をしたいと思います。</p> <p>本審議会は、習志野市福祉問題審議会条例第5条 第2項の規定によりまして、委員の半数の出席が要件となっておりますが、本日は10名中8名の出席をいただいておりますので、本審議会は成立いたしております。</p> <p>続きまして、会議の公開でございます。</p> <p>習志野市福祉問題審議会におきましては、市政運営の透明性の確保の観点から会議の公開が決定されております。</p> <p>本日は傍聴の方がいらっしゃいませんので、このまま進めます。</p> <p>それでは、ただいまより、平成26年度第3回習志野市福祉問題審議会を開催いたします。</p> <p>次第2 市長挨拶（代理：副市長） 皆さんこんにちは。副市長の西村と申します。本日、市長の公務の都合により代理で挨拶をさせていただきます。</p> <p>本日、気象庁から梅雨明けが発表されました。これから夏本番ということで、本日は暑い中で海賢会長、堀部副会長をはじめ、委員の皆様方には御多忙の中御出席いただきましたこと御礼を申し上げます。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>また、日頃より習志野市政に対し、様々な形で御支援御協力いただいていることにもこの場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>さて本日は、前回のこの審議会で御議論いただきましたパブリックコメントが終わりました。これを踏まえて子ども子育ての新制度に関わる条例案を諮問させていただきたいと思っております。</p> <p>また、報告事項として、保育の必要性の認定に関する基準についても併せて御報告させていただきたいと思っておりますので、皆様方にはよろしく御審議をお願いしたいと思います。</p> <p>次第3 諮問書手交</p> <p>習志野市福祉問題審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 2. 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 3. 習志野市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について <p style="text-align: center;">～ 副市長退席 ～</p> <p>次第4 議事</p> <p>海寶会長</p> <p>続きまして、議事に移ります。</p> <p>本日の議題は、(1)諮問事項3件、(2)報告事項1件で、これらの議題は、前回の審議会において委員の皆様にご協議をいただいたもの、更に先週17日まで実施しておりましたパブリックコメントの意見等を受け、策定をいたしましたものでございます。条例案に係るものでございますが、それぞれ関連が深いものでございますので、事務局より一括で説明をしたいとこのことですが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>異議なしとのことですので、事務局より一括して説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">～ 竹田こども政策課長より資料に基づき説明 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 以下質疑応答 ～</p> <p>山田委員</p> <p>家庭的保育者に関して、有資格者という決定はされておりますが、子どもと保育者が1対1になる可能性もあり、いくら有資格者であっても、その人の人間性が問われることも多いと思っております。一度認定した先生方のその後のチェック体制はできているのでしょうか。</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>竹田こども政策課長 新制度におきましては、教育・保育に係る手続き等、現場の確認の責任が全て市になります。そのような中では、私どもとしては、しっかりチェック機能を保ちチェック体制を整えて、安全安心なお子様の教育・保育に努めていかなければならないと認識しております。</p> <p>堀部委員 3歳未満の子ども達の保育需要が重要な案件にも関わらず、素晴らしいパブリックコメントが1件出てはいますが、20日という短い期間で、あまりにも御意見が少なかったと思います。3歳未満のお子さんを持つ保護者には周知されていたのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 周知につきましては、6月15日号広報に掲載させていただいた以降、公共施設やホームページにおいてもPRをし、27日からスタートさせていただきましたので、御覧いただいた方というのはそれなりに多くいらっしゃるかと思います。ただ、基準については、基本的には国の基準に従う部分がかかなり多く、私どもの独自基準につきましても、基本的には国の基準を上乗せするという形でしたので、御意見としては少なめになっているのかと感じています。</p> <p>堀部委員 もし、意見が少ない方が市としては色々進めやすいという考えがあったらいけないと思います。大勢の保護者が自分の子ども達を今後預けるわけですから、1人でも多くの意見を汲み入れていかなければいけないところを、積極的に周知しない結果で1人2人という結果になったのかと思いました。そのような考えはないと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 確かに6月15日号の広報掲載から少し時間をおいてのスタートでございました。その間にも現場の保育所・幼稚園の方には保護者説明会等の御案内も含めて、パブリックコメントについての御案内も申し上げました。また、公立だけではなく、私立の保育所・幼稚園についても、説明会のチラシをお持ちしたうえで、パブリックコメント資料も現場の方に置かせていただき、御説明を申し上げたところでございますので、周知不足ということはないと考えております。</p> <p>池田委員 今の質問に関連しますが、周知をされたということですが、恐らく各保育所には保護者会が大半あると思います。また習志野市には、保育所連絡協議会があると思いますが、そういったところにも配布はされているのでしょうか。</p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>竹田こども政策課長 個別の団体には御案内していなかったと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、園を通じて保護者の方にはチラシに目が留まっていると思いますので、そのような意味では、御理解をいただいた方は多いと思います。</p> <p>小澤こども部主幹 家庭的保育事業等につきましては、今まで認可外保育施設等に担っていただいていた部分です。これらの基準については、国の条例に従って、条例化をして習志野市が定めていくこととなりますが、今後、実施していくに当たっては要綱等の整理を行って参ります。この後、8月から市民の皆様へ御説明に回ります。各保育所・幼稚園で色々な御意見を頂戴したのも踏まえて要綱等については加味できるものについては加味していかなければならないと思います。</p> <p>今後がとても重要で、認可外保育施設の場合は、ほとんど指導の権限がありませんでしたが、小規模保育事業に関しては、認可基準、そして運営基準を市が確認をすることが可能となりますので、しっかりとした市の体制をもって、取り組んで参りたいと思います。</p> <p>唐澤委員 私もパブリックコメントが少ないことに驚きました。今のお話では、これから説明会に歩かれるということで、そこで出た意見というのはとても興味がありますので、ぜひフィードバックをお願いしたいと思います。</p> <p>今回の資料の中で、前回わかりにくかった部分が分かりやすくなりよかったですと思います。</p> <p>質問で、諮問事項2の資料の1ページに、幼稚園は、引き続き私学助成を受けて運営することも可能、事業所内保育事業は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となるとありますが、どのくらいの幼稚園や事業所内保育ができるのでしょうか。</p> <p>また、同資料12ページ上段の国の示す基準に「カ：その他規則で定める事項」が追加になっていますが、「本市の考え方」に「公立の保育所における記録の整備と同等の内容」と書いてありますが、どのような内容のことを指しているのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 現在、公立の保育所・幼稚園にプラスして認可外ということで多くのお子さんをお預かりしている状況です。習志野市の場合には、家庭的保育事業は現在のところ実施しているところはありません。また、事業所内保育事業につきましても、現在は完全に労働局の管轄ということで、私どもの方へ届出や報告がないものですから、実態を掴みきれていない状況でございます。新制度の中では、私どもも3歳未満児の待</p>
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>機児童が非常に多いので、小規模保育事業には取り組んでいくべきだろうということで、9月の議会で条例案を可決いただきましたら、これを広く周知し、事業所に手を挙げていただくことを御案内していかなければならないと思っております。</p> <p>現在、来年度から始まります子ども・子育て支援事業計画を作成中ですが、需要量に対して、確保方策を定めていかなければならない状況で、その確保方策が公立だけでは非常に無理がございます。そのような意味では、民間の力を借りて3歳未満児の小規模施設を市内にいくつか誘致する必要があると考えております。そこにつきましては、基準が固まりましたら、御案内し募集をかけることとなります。その時にどの程度手を挙げてくるかが分かってくるかと思っております。現状で、お電話等によるお問い合わせは若干いただいておりますので、そのような意味では、募集をかけますと、かなり関心を示された事業者からはお問い合わせいただけるのかなと思っております。</p> <p>小規模保育事業だけでなく、事業所内保育事業についても少しお問い合わせをいただいております。今までは、事業所内保育事業は、福利厚生事業ということで、自分の会社の社員のお子様をお預かりすればよかったものが、新制度に参入するにあたり、今度は税金が投入されることとなりますので、地域のお子様も若干名受け入れていただかなければいけないこととなります。その辺りについても少しお問い合わせいただいておりますので、私どもとしては、制度内容を周知し、少しでも多くの事業所に御協力いただいて保育事業を満たしていきたいと思っております。</p> <p>諮問事項2の資料12ページの「記録の整備」の部分の御質問ですが、公立の保育所では、どの文書がどのくらいの保存期間であるのが適切か等の文書の保存期間の定めがありますので、そのような部分について、国の制度とは別に本市独自の基準を定める必要があるだろうというものでございます。</p> <p>高橋委員 先ほどもお話がありました、居宅訪問型保育事業についてですが、本当に1対1ということになりますと、極端な言い方をしますと密室という部分になりますので、他市で起きたような危険な事がないように何らかの方法が必要かなと感じております。</p> <p>また、調理員のことですが、事業所内保育には業者の搬入の場合は調理員を置かなくてもいいとのことですが、もし、調理員を置かない場合は、業者からの搬入以降のことを保育士達がするという受け止め方でよろしいでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 居宅訪問型保育事業については、御家庭で御用意いただい</p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>たものを食べさせるという程度のことについては場合によっては行うのかなというところがございますが、その他の家庭的保育事業、小規模保育事業の部分については、一定の条件のもと、外部搬入も可能でございます。</p> <p>ただ、私どもが考えているのは、保育をする立場の有資格者で配置基準をあくまでも守っていただいたうえで、給食に係る調理員は別枠で用意していただくというように考えておりますので、調理員が保育をしながら行うということは基本的には考えておりません。</p> <p>高橋委員</p> <p>そうすると、諮問事項1資料の16ページの所に「調理員を置かないことができる」とありますが、調理員でない方でどなたかが担当するというのでしょうか。</p> <p>小澤こども部主幹</p> <p>おっしゃるとおりです。調理をする者というのは配置をしないが、搬入されたものを処理し、配膳をする等の業務に関しては、そのための職員の配置が必要ということでございます。</p> <p>加藤委員</p> <p>規則や基準というものに詳しくないのですが、あくまでも基準を定める条例の制定ということですが、例えばその中に市の方でどのくらいのサイクルでこのような基準のチェック体制をします等、もっと詳しいことを載せていただければ、事業を行う側もある程度責任を持って、色々と組み込んでいくのかなということもありますし、利用する側、説明を受ける側としても、このようなことを必ずしていくのだということが分かれば安心して利用していけるのかなと思います。</p> <p>どこの条例を読んでも基準しかないので、もう少し踏み込んだ内容のものを習志野市独自として組み込んでいただけたらいいのかなと思いました。</p> <p>竹田こども政策課長</p> <p>今の質問は、基準はできたがその後のチェック体制はどのようになるのかという御質問につながってくるのかと思います。認可基準と運営基準ということで、施設面、職員の配置等労働面、ということについて今回一つの基準ができるわけでございます。私どもとしては、その基準のチェックは全面的に市の方に任されることとなりますので、定期的に現場を見る、確認するという行為は絶対に必要だと思います。現在でも認可保育所については、こども保育課に指導主事等が配置されておりまして、毎月各施設を回るとか、年に1回はこのようなチェックをするということで、認可保育所のチェック体制については、確立されております。</p> <p>それに見合ったような形で、この家庭的保育事業等につい</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>てもきちんと現場をチェックするという機能を今後も継続していかなければいけないと思っております。その中で、チェック体制については整えて参りたいと思っております。</p> <p>確認制度では、市町村長に対して必要に応じて立入検査、勧告・措置命令等の権限が認められておりますので、定期的に基準に基づいてチェックしなければならないと考えております。また、それだけではなく、現場を見るということも必要だと思っておりますので、市の方からも定期的に訪問することは考えていかなければいけないと思っております。</p> <p>田所委員</p> <p>チェック機能を充実するとのことですが、2か月、3か月に1度ということにならないよう、専門員が回れるようなシステムを作ったらいいのではないかと思います。</p> <p>小澤こども部主幹</p> <p>小規模保育事業は、連携施設を必ず配置しなければならないということになっています。国の基準では、5年間の猶予期間が設けられておりますが、習志野市としては、今まで小規模保育事業、家庭的保育事業に取り組んでおりませんので、連携施設を必ず設置をするという考え方でおります。</p> <p>連携施設というのは、認可保育所、認可こども園にあたるところで、非常に重要な役割を担います。今現在、習志野市は公立保育所、公立こども園をたくさん持っていますので、このような施設が小規模保育施設等と連携を取っていくことになるかと思っております。</p> <p>高橋委員</p> <p>諮問事項1資料の9ページのその他③のところで「火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。」とあり、家庭的保育事業にだけ記載されていますが、他のところには避難訓練が載っていない理由を教えてくださいたいと思っております。</p> <p>竹田こども政策課長</p> <p>諮問事項1資料の4ページ「総則」の中で、「非常災害」項目の②「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。」ということで触れております。</p> <p>一方で同資料の9ページで「家庭的保育事業」のところだけ設備基準のその他の中に「消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。」と同様な記載があるということでございました。こちらは、子ども・子育て会議においても議論になったところでございまして、家庭的保育事業の方には載せないということを決めたものが今回の条文です。</p> <p>条例を御覧いただきますと、諮問事項1の条例の1ページ目の第4条「設備の基準」で、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準で、ここでは省令第22条第7号中「設置す</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>るとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。」とありますが、「消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。」という部分を削除することとし、消火訓練及び避難訓練については、総則において月1回行うことが定められていることから総則の方を採用し、個別には記載しないということとするものでございます。</p> <p>堀部委員 諮問事項1資料の9ページの家庭的保育事業の職員の保育従事者に関して、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者」については、例えば看護師や養護教諭など、具体的な職種は考えているのでしょうか。 また、家庭的保育者、家庭的保育補助者の研修に関しては、具体的にはどの程度のものを考えているのでしょうか。 一番子どもと接し、子どもに影響を及ぼす方々ですし、委員の方々が危惧しているようなことが起こる可能性もあると思いますので、研修内容に関してお伺いしたいと思います。</p> <p>竹田こども政策課長 まず、保育士等の資格を有する者については、有資格者に限定させていただきたいと考えております。家庭的保育者については有資格者の中では、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師あたりを想定しています。 家庭的保育者、家庭的保育補助者ということで、研修を受講することによってこの有資格者と一緒に保育を実施することができます。そういった場合の研修については、パブリックコメントの御意見にもございましたが、20数時間という研修を受講することによりまして、一定の研修を修了となります。その20数時間のカリキュラムにつきましては、一部、国の方から示されてきている部分はございますが、研修内容の詳細につきましては、今後、もう少しお時間をいただいて、カリキュラムを組んで参りたいと思っております。</p> <p>加藤委員 現在のファミリー・サポートと家庭的保育事業とは似ていますが、家庭的保育事業は国が示す色々な基準がありますが、ファミリー・サポートの方も同じようなことをしていると思いますが、大きな違いはあるのでしょうか。本当はパブリックコメントもそういった方々に通知をして意見をいただくのがよかったのかなと思っております。</p> <p>竹田こども政策課長 ファミリー・サポート・センター事業は、現在でも習志野市で行っているサービスでございます。保育、家事支援のお手伝いをしてほしい人とお手伝いができる人を会員として登録していただき、それを仲立ちするような機能を市が事務局として行っています。保育を実施してほしいという人は、学</p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>童のお迎えや保育所の送り迎えなど、保護者ができないときにファミリー・サポート・センターの提供会員に連絡し、送り迎えや一時的に保育を実施していただいております。</p> <p>御質問のとおり、ファミリー・サポート・センター事業は家庭的保育事業とかなり近い事業です。</p> <p>来年度から始まります新制度では、ファミリー・サポート・センター事業についても、制度の一つと位置づけられております。家庭的保育事業だけではカバーしきれない面について、ファミリー・サポート・センターで手厚くネットをかけているというようなことかと考えておりますが、基本的には、家庭的保育は保育に欠ける方で保育所入所が前提となってくるお子様でございます。</p> <p>一方、ファミリー・サポート・センターについては、保育に欠けるかどうかは関係なく、より多くの広いニーズに対してサポートしていくという事業でございます。</p> <p>現在、ファミリー・サポート・センターの提供会員において、資格は特に求めておりませんので、その点は家庭的保育事業とは異なる点でございます。</p> <p>ただ、新制度においては、このファミリー・サポート・センターの提供会員や放課後児童会の補助員など色々な場面で子育て支援員という役割を、研修を受講した知識のある方々に担っていただきたいという考えが国にもありますので、一部ファミリー・サポート・センターの提供会員も今後どのように変わっていくのかということもありますが、現状では、認可保育所等で受け止めきれない方々を家庭的保育事業等で今後受け止めていき、更に保育に欠ける子だけでなく、一時保育的な機能をファミリー・サポート・センターの方でも担っていききたいというところで、新制度の中では組み立てていきたいと思っております。</p> <p>小澤主幹</p> <p>家庭的保育事業は保育事業ですので、給付対象の施設となります。この給付というのは国、県、市が保育に係る費用を運営費として支出するわけですが、今までは、認可外保育施設等についてはこういった公費が支払われませんでした。しかし、新制度においては、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業の4事業は保育としての事業となりますので、給付として公費が支払われるということになります。</p> <p>加藤委員</p> <p>保育ということであれば、やはり保育従事者の基準をある程度明確にさせていただきかなと思います。</p> <p>海寶会長</p> <p>来年度から始まるこの事業については、今まで習志野市がやっていない分野の施設で、果たしてどのくらいの施設が増えるか、待機児童をどうやったら解消できるかが最終目的に</p>
---	--	--

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>なるのかと思います。一つはやり方としては、企業の中に保育所を兼ねた事業所が出てくる可能性があるわけです。習志野市でもかなり大きな規模の企業がございますので、そういった企業に働きかけて保育所の設立の時に一般の市民の方を就労していただけるようなPRをやっていただければ有り難いと思います。</p> <p>また、小規模保育の場合については、なかなか新しい事業をやる方は少ないと思いますが、市の財政的な援助の中で土地などを無償で提供することは考えているのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長</p> <p>1点目の事業所内保育等のPRにつきましては、まさしく今後そういったことに努めていかなければならないと思っております。今回、一例としては、なかよし幼稚園跡地のマンションについては、そこに認可保育所の機能を中心に担っていただけるような提案をいただいておりますので、そういった大きな開発の際には、保育施設の確保を開発事業所に求めて参りたいと思います。</p> <p>2点目の小規模保育事業等に対する土地の無償提供についてですが、これまで高齢者施設、保育所の土地についても無償貸与という形で進出していただいている事例はいくつかございました。今後は、私どもの土地についても提供するなかで誘致という部分についても検討したいと思いますが、一例としては、菊田保育所の建て替えに伴いまして、向山地域に第二保育所用地がございましたので、そちらに法人で建物を建てていただき、民間の認可保育所を運営していただくという取り組みを平成28年度開設する予定で作業を進めているところでございます。こういった部分では、認可保育所については、もう一者程度は御案内したいと思います。</p> <p>奏の杜地域で来年取り組まれるのは、認可保育所の誘致で、地域を限定して募集をかけたところ、その会社の方で土地も用意しそこに建物を建て、進出をしていただくというような形となりましたが、このような事例も昨今出ております。そのような場合には、国の方から賃料や運営費の助成など、施設整備の補助金についても今は国からも保育緊急確保事業ということの中で、ある程度財政的な支援についてもできるのかと考えております。</p> <p>海寶会長</p> <p>平成27年度からの新しい取り組みということでございます。実際スタートしてから色々な問題が出てくるかと思いますが、まず、皆さまからの質問にもありましたように、対象になるお子さんを持つご家庭に対するPRを少しずつ丁寧に行っていただき、ひとりでも多くの方が理解をし、対応できるように行政の広報活動をお願いします。</p>
---	--	---

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>海寶会長 それでは、3点の諮問事項の答申につきまして、委員の皆様 の決をとりたいと思います。</p> <p>諮問事項 1 「習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について」この点については概ね妥当で あり、諮問のとおりであるかと考えますが、答申に付したい 御意見が特になければ、原案のとおり答申をいたしたいと思 いますがよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします ます。(挙手全員)</p> <p>諮問事項 2 「習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の制定について」この点につ いても原案のとおり答申することに賛成でよろしいでしょ うか。(挙手全員)</p> <p>諮問事項 3 「習志野市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定 について」は、おおむね妥当であり、諮問のとおりであるか と考えますが、答申に対して御意見がなければ、諮問のと おりとする事で回答したいと思いますがいかがですか。 (挙手全員)</p> <p style="text-align: center;">以上にもとづきまして、諮問のとおり答申をするとい うことに決定させていただきたいと思います。</p> <p>(2) その他 海寶会長 その他として事務局より連絡事項はございますか。 その他特になければ、議事はすべて終了とさせていただきます ます。本日はどうもありがとうございました。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所 管 課 名 : 保健福祉調整課 (仮庁舎 3 階 (京成津田沼駅前ビル)) 電 話 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 2 4 3 F A X 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 3 0 9</p>